

とくしま国際水準GAP認証制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、とくしま国際水準GAP認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、認証制度の実施にあたって、必要な事項を定める。

（申請の区分）

第2条 要綱第5条第2項に規定する申請の区分は、個人及び団体とする。

（申請の要件）

第3条 要綱第5条の規定により生産・品質管理体制の認定の申請を行うことができる生産者は、徳島県内で要綱第4条に規定する適正管理規準が設定されている農産物を1品目1作あたり1アール以上生産している生産者とする。

2 団体申請に当たっては、確認責任者を配置しなければならない。

（認定の要件）

第4条 要綱第5条第3項に規定する認定の要件は、原則として適正管理規準の必須項目に全て適合していることとする。

（認定の申請）

第5条 要綱第5条の規定により生産・品質管理体制の認定を受けようとする生産者は、品目ごとに、原則として栽培を開始する前にとくしま国際水準GAP認証制度生産・品質管理体制認定申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添付して知事に提出するものとする。

（1）生産・品質管理体制（様式第2号）

（2）生産計画の概要（様式第3号）

（3）確約書（様式第4号）

（4）適正管理規準点検・評価シート（申請区分に応じたシートを添付する）

（申請書の受付）

第6条 原則として年4回に分けて受付を行う。

2 生産者は申請する品目の栽培開始月を含む各受付期間の末日までに、総合県民局又は東部農林水産局（以下「各担当部署」という。）に指導を受けた後、各担当部署を経由して知事に提出するものとする。

（申請書の受理）

第7条 知事は前2条の規定により提出された書類を確認して、受理を行うものとする。

（現地検査）

第8条 要綱第6条に規定する現地検査は、受理した適正管理規準点検・評価シートの記載内容を適切に確認できる時期に、当該生産地等において、適正管理規準の適合状況を検査するものとする。

2 現地検査を行う者（以下「検査員」という。）は、現地検査を終了したときは、現地

検査の結果について、速やかにとりまとめ、知事と生産者に報告書を提出するものとする。

3 適正管理規準に適合していない項目があった場合、生産者は改善に係る行動計画を記載した点検・評価シート（以下「改善報告」という。）を作成し、各担当部署に指導を受けた後、各担当部署を経由して知事に提出するものとする。

4 検査員は、農業生産又は農業生産に関する指導、調査もしくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者とする。

また、農業及び農業生産の関係業務に3年以上従事した者で、検査員の補助を務める者（以下「検査補助員」という。）を3回以上経験し、別途定める研修を受講した者についても検査員とすることができる。

（審査会の開催）

第9条 知事は、現地検査の報告書の提出に基づき、認定の可否を判定するための審査会を設置し、次の時期に開催するものとする（〔 〕内は対象となる申請受付期間とする。）。

（1）5月〔12月～2月〕

（2）8月〔3月～5月〕

（3）11月〔6月～8月〕

（4）2月〔9月～11月〕

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要と認めた場合、審査会を開催することができる。

（審査会の構成と判定）

第10条 審査会は、農業生産又は農業生産に関する指導、調査もしくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者及び消費者代表、学識経験者等で構成するものとする。

ただし、第8条第4項に規定する検査員及び検査補助員と同一の者とすることはできないものとする。

2 審査会は、現地検査の結果と生産者からの改善報告を考慮し、必要に応じてさらに生産者から資料等を求め、申請のあった生産・品質管理体制の認定の可否を判定する。

3 知事は、審査会の議事録を作成し、3年間保存するものとする。

（認定・登録）

第11条 知事は、前条第2項の規定による審査会の判定を経て生産・品質管理体制を認定する。

2 知事は、認定を行うときは、認定番号、認定日、生産（組織）者の名称、市町村名、品目、生産・品質管理体制の内容を登録する。

ただし、同一生産者が複数の品目を認定申請した場合、その登録番号は枝番で登録するものとする。

3 前項の登録をした場合、知事は当該申請者に、その旨を通知するものとする。

4 第2項により認定・登録された認定生産者は、その生産者情報を県ホームページで公開するため、知事に届出（様式第5号）を提出するものとする。

（実施状況の報告及び認定の更新）

第12条 要綱第8条に規定する実施状況の報告は、実績報告及び防除履歴確認報告とする。

2 前項の防除履歴確認報告は、農薬を使用している場合、出荷初期までに農薬の履歴確認と農薬残留分析に係る管理点の実施状況を、防除履歴確認報告書（様式第6号）によ

り、知事に報告するものとする。

- 3 第1項の実績報告及び要綱第9条に規定する認定の更新は、1年に1回、次作の栽培開始前までに、実績報告及び生産計画書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、各担当部署を経由し知事に報告するものとする。

（1）実績報告に係る適正管理規準点検・評価シート

（2）生産計画の概要（様式第3号）

- 4 知事は、認定の更新に当たって、適正管理規準に従って適切に生産が行われているか認定生産者に対して現地検査を実施することができる。

- 5 知事は、前項の現地検査の結果、適正管理規準に適合していない等の事実が認められたとき、又は生産者からの改善報告が不十分であると認めたときは、認定と登録の取り消しの可否について審査会に判定を求めるものとする。

（登録内容の変更）

- 第13条 要綱第10条に規定する登録内容の変更は、申請した生産品質管理体制（様式第2号）の内容を変更するものとする。

- 2 認定生産者は、登録内容を変更する場合は、変更届（様式第8号）を各担当部署を経由し、知事に提出するものとする。

- 3 知事は、前項の届出を受理したときは、要綱第14条に規定する現地検査を実施して、届出された内容を確認することができる。

（認定の辞退）

- 第14条 認定生産者は、辞退の事情が発生した時点で、辞退届（様式第9号）を各担当部署を経由し、速やかに知事に提出するものとする。

（認定と登録の取消し）

- 第15条 知事は、要綱第8条第3項、要綱第9条第3項及び要綱第14条第2項に規定する取消しを行う場合、取り消しの可否について審査会に判定を求めるものとする。

- 2 知事は、認定と登録を取り消した場合、当該認定生産者に理由を付してその旨を通知するものとする。

（業務委託）

- 第16条 要綱第15条の規定により委託できる業務は、次のとおりとする。

（1）要綱第6条及び要綱第14条に規定する現地検査の実施に係る業務

（2）第9条、第12条第5項及び第15条第1項に規定する審査会の開催に係る業務

（3）その他知事が必要と認める業務

附則 この要領は令和7年4月1日から施行する。

- 2 とくしま国際水準GAP認証制度実施要領第8条第4項に定める研修については、次のとおりとする。

（1）日本GAP協会及び日本生産者GAP協会が主催又は認可する研修

（2）農林水産省が主催又は認可する研修

様式第 1 号

とくしま国際水準GAP認証制度 生産・品質管理体制認定申請書

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

申請者
住所
(団体名)
(代表者)
氏名

とくしま国際水準GAP認証制度実施要綱第 5 条の規定により，関係書類を添えて次のとおり申請します。

名 称
住 所
品 目
生産者数（戸）
申請内容(該当するものを○で囲むこと)

申請区分 ： 個 人 ・ 団 体

添付書類（該当するものにレ点を記入すること）

- ☐ 生産・品質管理体制(様式第 2 号)
- ☐ 生産計画の概要(様式第 3 号)
- ☐ 適正管理規準 点検評価シートの写し
- ☐ 確約書(様式第 4 号)

生産・品質管理体制

年 月 日

名 称：

1 栽培責任者名：
(所属・役職)

2 確認責任者名：
(所属・役職)

※団体申請の場合は、栽培責任者または品質管理責任者と兼務できない。

3 品質管理責任者名：
(所属・役職)

4 生産者（氏名・住所）

5 問い合わせ窓口（名称、住所、窓口責任者、電話番号、ホームページURL等）

<記入にあたっては、裏面の「記入について」を参照してください>

「生産・品質管理体制」の記入について

- ① 「栽培責任者」は、次の業務を行う者としてします。
 - ・ 栽培計画及び生産計画の作成と適正管理規準に従った実践及び自己点検を行い、工程管理の改善を行う。
 - ・ 団体申請においては、生産者の代表として確認責任者と協力し、栽培計画及び生産計画を作成する。
- ② 「確認責任者」は、次の業務を行う者としてします。
 - ・ 栽培計画及び生産計画を作成するとき、栽培責任者に協力する。
 - ・ 出荷計画を作成するとき、品質管理責任者に協力する。
 - ・ 出荷開始前に防除履歴の点検及び農薬の適正使用の確認を行う。
 - ・ 栽培責任者と協力し、自己点検結果の確認を行い、工程管理の改善を行う。
 - ・ 団体申請においては、各生産者が自己点検を行うためのチェックリストの作成や各生産者の自己点検結果の確認及び各生産者に対する巡回指導による実地確認・改善指導を行う。
 - ・ 団体申請においては、共同利用施設・機械等の管理を行う。
 - ・ 団体申請においては、出荷開始前に、各生産者の防除履歴の点検を行い、適正に使用されていることを確認する。
- ③ 団体申請の場合、確認責任者は、栽培責任者または品質管理責任者と兼務できません。
- ④ 「品質管理責任者」は、次の業務を行う者としてします。
 - ・ 出荷計画を作成し、選別・出荷の管理を行う。
 - ・ 出荷後には、消費者等からの問い合わせ窓口として、適切に対応する。
 - ・ 食品事故等への対応を、速やかに行う。
- ⑤ 「4 生産者（氏名・住所）」について、生産者名簿を別紙で添付する場合は、記入を省略できます。
- ⑥ 登録した内容は、とくしま国際水準GAP認証制度ホームページで公開されます。

生産計画の概要

認定番号(申請時は記入不要)：
名 称：
作物名(作型)：
生産者数：
栽培面積：(1a以上)
エコファーマー：徳島県知事認定を受けている・受けていない
(※「きのこ」は対象外)

1 栽培計画(作型ごとに記入する。団体の場合は、基幹的な栽培について記入する。)

計画作成日： 年 月 日
(実際に計画を作成した日を記入する)

(1) 作物名(作型)：

1) 作型
(凡例：○播種，▽定植，---管理，□収穫，×剪定，●開花，△鉢受け)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
旬	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下
作型名												

(凡例は適宜変更可能)

2) 生産資材

時期(旬)	種 別	資 材 名	登録番号	使用量

3) 病虫害・雑草防除

時期(旬)	対象病虫害等	農 薬 名	希釈倍率	使用量 (L/10a)

2 出荷計画

計画作成日： 年 月 日
(実際に計画を作成した日を記入する)

日時(旬)	出 荷 先 (1次出荷先を記入する)	出 荷 量

3 残留農薬分析計画(該当するものを○で囲むこと)

分析機関： 県(オープンラボ)※ ・ その他(機関名：)

※分析費用は申請者負担となります。

分析時期・点数：

4 添付資料

- (1) 内部規定(ルール、マニュアル等)
- (2) 団体管理規則または組織図(体制図)※団体のみ
- (3) 自己点検チェックシート(1生産者分)※団体のみ

(1)(2)は申請時以外に変更があった場合のみ添付のこと

徳 島 県 知 事 殿

名 称
代表者氏名

確 約 書

私は、とくしま国際水準GAP認証制度生産・品質管理体制登録に対し、以下のことについて間違いなく同意することを確約します。

記

- (1) 1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施し、認定された体制を適正管理規準に適合するように維持し、「食品安全」、「環境保全」「労働安全」、「人権保護」等に配慮した農業の実践に努めます。
- (2) 本制度に基づき行われる検査に協力します。
- (3) 認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定対象以外の農産物等について本制度の認定を受けていると誤認させる恐れのないよう表示します。
- (4) 認定を受けた内容について、名称・住所・問い合わせ先・各責任者氏名・品目(作型)について、インターネットの徳島県ホームページに掲載し公表することを承諾します。

徳 島 県 知 事 殿

認定番号
名 称
代表者氏名

とくしま国際水準 GAP 認証制度ホームページ情報掲載届

とくしま国際水準 GAP 認証制度ホームページに掲載する生産者情報については、次のとおりです。

生産者情報提供の内容（希望する項目に○をつけること）

産地・生産者の画像	希望しない 希望する ※電子データ画像又は、写真を添付すること。
消費者へのメッセージ （こだわりや、安全安心のための工夫など）	希望しない 希望する ※内容を記入する
販売情報	希望しない 希望する ※内容を記入する ・出荷量 （ ） ・出荷時期 （ ） ・農産物の販売場所 （ ）

様式第 6 号

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

防除履歴確認報告書

とくしま国際水準GAP認証制度実施要領第 1 2 条第 2 項の規定により，
適正に防除を行ったことを確認し，残留農薬分析結果を次のとおり報告します。

認定番号

名 称

代表者氏名

品目（作型）

栽培履歴確認日

栽培責任者又は確認責任者

添付書類

- 1 農薬残留分析結果の写し
- 2 防除履歴

様式第 7 号

とくしま国際水準GAP認証制度
生産・品質管理体制更新に係る実績報告及び生産計画書

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

認定番号
名 称
代表者氏名
品目（作型）

とくしま国際水準GAP認証制度実施要綱第 8 条第 1 項及び同実施要領第
1 2 条第 3 項の規定により、 年度実績及び 年度生産計画に
ついて、次のとおり提出します。

添付書類

- 1 年度生産実績
適正管理規準 点検・評価シートの写し
- 2 年度生産計画
生産計画の概要(様式第 3 号)
食品衛生法に係る営業許可証の写し(許可の更新があったとき
のみ提出)

様式第 8 号

とくしま国際水準GAP認証制度
生産・品質管理体制登録変更届

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

認定番号
名 称
代表者氏名
品目(作型)

とくしま国際水準GAP認証制度実施要綱第 1 0 条の規定により，次のとおり届出します。

変更内容

変更理由

添付書類

様式第 9 号

とくしま国際水準GAP認証制度
生産・品質管理体制登録辞退届

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

認定番号
名 称
代表者氏名
品目(作型)

年 月 日付けで認定を受けました生産・品質管理体制の登録を
次の理由により辞退したく、届け出ます。

登録を辞退する理由

(注) 認定証書を添付すること